

独占禁止法改正法の施行日について

独占禁止法改正法は、次のとおり、3つの時期に分けて施行される（改正法附則第1条に規定）。

1：公布の日から起算して1月を経過した日に施行（第1号）

※令和元年7月26日に施行済み

- 繰り返し違反に係る規定（このうち、最初の課徴金納付命令等よりも前に同時並行する違反行為を取りやめていた場合を除外する部分）の改正
- 検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ

2：公布後9月を超えない範囲内において政令で定める日に施行（第2号）

※令和2年1月1日に施行済み

- 課徴金の延滞金の割合の引下げ
- 犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備

3：公布後1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行（柱書）

- 課徴金制度の改正
（課徴金の算定基礎、算定率の見直し等、上記1及び2以外の改正事項）
- 課徴金減免制度の改正
（調査協力減算制度の導入）

<参考>附則第1条

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第七条の二第七項、第九十四条の二並びに第九十五条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日
- 二 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日